

【業務規程】

加工用米の取引に係る業務規程

平成23年2月1日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、国が制定した米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号）その他関係法令等を遵守し、米穀の需給動向及び品質評価を適確に反映した価格形成を図るとともに、米穀の取引の指標となる価格を明らかにし、その円滑な取引に資することを目的とする。

(加工用米（播種前）取引所を開設する場所及び期日)

第2条 株式会社加工用米取引センター（以下「センター」という。）を開設する地は、東京都中央区日本橋小網町16番15号とする。

2 同項第2条に規定する施設を開設する期日は、取引を実施する期日とする。

(取引を行うことができる者)

第3条 取組主体（生産者）と実需者との直接取引のほか取組主体並びに実需者からの依頼を受けて仲介取引を行うことができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 米穀の買い受けをおこなう者は、米穀取り扱い業者の資格を有し、年間60トン以上の取り扱いをおこなっている者とする。

(2) 米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足る資力信

【業務細則】

加工用米の取引に係る業務細則

平成23年2月1日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務細則は、本法人（以下「センター」という。）が開設する米穀の取引のための価格形成施設（以下「センター」という。）における取引に関し、米穀の取引に係る業務規程（以下「規程」という。）の実施に必要な事項を定める。

(業務を適確に遂行するに足る資力信用要件を有する者)

第2条 規程第3条第2号の業務を適確に遂行するに足る資力信用要件を有する者は、法人にあっては、基準日（新たに登録を受けようとする場合にあっては登録の申請をした日をいい、登録を更新しようとする場合にあっては第4条第1項の登録更新の日をいう。第3条及び第4条において同じ。）から起算して過去3年の決算が連続して債務超過となっていない者とし、個人にあっては、センター代表が定める様式（以下

第1章 総則

用を有する者として米穀の取引に係る業務細則（以下「業務細則」という。）で定める者とする。

- (3) 法その他米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過した者とする。
- (4) 第4条の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過した者とする。

（取引を行う者の登録）

第4条 前条に規定する取引を行うことができる者は、業務細則で定めるところにより、センターの登録を受けて、米穀の買受け又は売渡しを行うことができる。

【業務細則】

「様式」という。）第3号における最近の財産状態を明らかにする書面の正味財産高が、負の値になっていない者とする。

（登録申請）

第3条 規程第4条第1項の登録を受けようとする者は、様式第1号の申請書及び次の表に掲げる添付書類を、それぞれセンターに提出しなければならない。

	法人の場合	個人の場合
(1)	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	住民税納税通知書の写し
(2)	基準日から起算して過去3年における貸借対照表及び損益計算書	様式第3号の最近の財産状態を明らかにする書面

- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、当該登録を受けようとする者が登録を更新しようとする場合又は規程第4条に基づき登録を受けている場合において、既にセンターに提出している前項第1号の書類の提出を省略させることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、登録の手続き等に関し必要な事項については、センターが別に定めるものとする。

(登録及び通知)

第4条 センターは、前条第1項の申請に基づき規程第4条第1項の登録を適当と認めた場合には、次に掲げる事項を登録簿に記載し、これをセンターの事務所に備えるものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 名称

2 登録の有効期間は、規程第4条第1項の登録を受けた年の翌年1月末日までとする。

3 センターは、規程第4条第1項の登録を行った場合は、様式第5号の登録完了通知書を当該登録を受けた者に送付する。

4 売り手又は買い手は、名称、代表者氏名、住所に変更があった場合には、様式第7号により、速やかにセンターに変更内容を届け出るものとする。

5 センターは、前項の申出を受け登録内容の変更を行った場合は、様式第8号の登録内容変更通知書を当該申出者に送付する。

(登録の取下げ及び通知)

第5条 規程第4条第1項の登録を受けた者が当該登録を取り下げる場合には、センターに様式第5号の登録通知書を返却し、様式第9号の登録取下げ申出書により申し出るものとする。

2 センターは、前項の申出に基づき登録の抹消を行った場合は、様式第10号の登録抹消通知書を当該申出者に送付する。

第1章 総則

(取引の種類)

第5条 取引の種類は、次のとおりとする。

年産、数量、価格を付して、インターネットを用いて一定期間に実施する取引とする。

(売り手と買い手が特別な関係にある場合の取引の制限)

第6条 第4条第1項の登録を受けて米穀の売渡しを行う者（以下「売り手」という。）と同項の登録を受けて米穀の買受けを行う者（以下「買い手」という。）が次に掲げる場合（第3号に掲げる場合にあつては当該出荷を行う契約を締結している米穀を取引する場合に限る。）にあつては、センターにおける取引は成立しない。

- (1) 当該買い手と当該売り手が同一人である場合。ただし、出荷者または需要者の依頼を受けて、売り手または買い手が売買の仲介をおこなう場合にはこの限りではない。
- (2) 当該買い手の役員が当該売り手の米穀の取引に係る業務を担当する役員又は職員を兼務しており、かつ、当該売り手が当該買い手の議決権を所有している場合。
- (3) 当該買い手と当該売り手との間で、出荷を行う契約を締結している場合。
- (4) 当該買い手を含む複数の買い手を当該売り手が子会社（当該売り手がその総株主の議決権の過半数を有する会社をいう。）として所有している場合。

第2章 売買取引

(取引の条件)

第7条 取引の対象となる米穀は、加工用米として国の認定を受ける予定の米穀であり、農産物検査法に基づく1等米及び2等米合格品とし、3等米の場合は60kgあたり1等米及び2等米から▲500円の価格格差を設けるものとする。

2 また、品位検査の結果3等以上に格付されなかった米穀のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者または農業者の申請に基づき、地方農政事務所長等が必要と認めた米穀とする。

3 取引の対象となる米穀は、栽培記録、保管記録等のトレース管理がなされているもの、また残留農薬、カドミウムについては、国が定める食品衛生法の基準を満たしているものとする。

4 取引の買い手は、加工用米を使用できる需要者、または加工用米需要者へ確実に販売をおこなう販売会社とする。

(実施期日)

第8条 取引は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等を除き、2月21日から5月31日までの期間原則として毎日実施するものとし、詳細はセンターが別に定める。なお、売り手及び買い手からの要請など特別の事情がある場合は取引期間を延長することができるものとする。

2 実施時間帯は、前場が9時から11時、後場が13時から15時とする。

第2章 売買取引

(取引の種類)

第6条 規程第9条の売り注文及び買い注文は次に掲げる方式により行うものとする。

(1) 入札により行う方式（以下「入札方式」という。）

(上場数量の申出)

第7条 規程第10条の上場数量の申出については、売り注文及び買い注文はウェブサイトより行うものとする。

(上場数量の通知)

第8条 規程第11条の上場数量の通知は、売り注文及び買い注文にあってもウェブサイトより行う。

(申込価格の申出及び通知)

第9条 規程第11条第1項及び第2項の申込価格の申出は、第10条の上場数量とともにウェブサイトより行うものとする。

2 規程第11条第3項の申込価格の通知は、センターが売り注文にあっては買い手に、買い注文にあっては売り手に、それぞれウェブサイトより行う。

(取引の種類)

第9条 取引は、業務細則で定めるところにより、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 売り手（第4条第1項の規定に基づき買い手登録した者を含む。以下同じ。）が条件を付して売渡しの申出を行い、買い手が当該申出に対して買入れの申込みを行う方法（以下「売り注文」という。）
- (2) 買い手が条件を付して買入れの申出を行い、売り手が当該申出に対して売渡しの申込みを行う方法（以下「買い注文」という。）

(上場数量の申出)

第10条 前条に規定する取引を行おうとする場合において、売り手又は買い手が上場数量の申出を行おうとするときは、第12条で定める申込口数の単位の整数倍の数量を、業務細則で定めるところにより、取引条件を付して、ウェブサイトより申し出るものとする。

(申込価格)

第11条 申込価格は、次に掲げる方法に応じ、それぞれに定める価格とする。

- (1) 売り注文 売り手がセンターに申し出た取引条件による産地置場価格。
 - (2) 買い注文 買い手がセンターに申し出た取引条件による産地置場価格。
- 2 前項の申込価格は、玄米60キログラム当たりの1等米および2等米価格とし、消費税を含まない価格とする。
- 3 上記の配送については売り手会員と買い手会員との間で取り決める。センターは入金確認、配送指示、納品確認をおこなう。

(取引の実施)

第10条 規程第13条の取引の実施は、次により行うものとする。

- (1) 売り注文
売り手は、ウェブサイトから販売の申込を行うものとする。
- (2) 買い注文
買い手は、ウェブサイトから購入の申込を行うものとする。

(取引の成立)

第11条 規程第13条の取引の成立は、ウェブサイトにおいて売り注文及び買い注文画面により、双方の口数と価格のマッチングより行う。

(取引成立の通知)

第12条 規程第14条の取引成立の通知は、売り手及び買い手に対してセンターからの電子メール（成約）により行う。

(取引結果の公表の方法)

第13条 規程第17条第1項の取引結果の公表は、センターのウェブサイトに掲載することにより行う。

(申込口数の単位)

第12条 申込みに係る1口の単位は60キログラムの整数倍とし、申込口数は1枚200俵とする。

(取引の実施及び成立)

第13条 センターは、第9条の取引に基づき、業務細則で定めるところにより、取引を実施し、成立させるものとする。

(取引成立の通知)

第14条 センターは、前条の規定により取引が成立したときは、業務細則で定めるところにより、当該取引に係る売り手及び買い手にその内容を通知する。

(売買契約の締結)

第15条 前条の通知を受けた売り手及び買い手は、センターの所定様式により当該通知に係る米穀の売買契約を締結する。

2 前項の売買契約における価格は、1等米および2等米を基準として売り手及び買い手が落札した価格とする。なお、センターは、別途売り手及び買い手に対しセンター手数料を請求する。

3 なお、取組主体（生産者・JA等）と実需者で締結する「加工用米売買契約書」は、取引に関わる当事者（仲介者を含む）により、2者契約、3者契約、または4者契約となることから、この契約については別途当事者間で締結することとする。

第2章 売買取引引

(転売の禁止)

第16条 売り手及び買い手は、売買契約が締結した米穀を契約者以外に転売することを禁止する。

(取引結果の公表)

第17条 センターは、前日取引の終値を公表する。ただし、センターは公表を行うことにより、円滑な取引に支障が生じると予見される場合には、運営管理委員会の議決を経て、公表の方法について別に取り決めることとする。

(受け渡し)

第18条 売り手及び買い手双方への受発注業務は、センターがおこなうものとする。

(引取期限)

第19条 米穀の引取期限は、生産年の翌年1月末日とし、当日が土曜日または日曜日の場合は繰り上げることとする。

2 買い手の事情により、この期限を延長することができることとするが最長で翌年10月末日とする。

3 また、買い手が引取期限を延長した場合は、買い手と売り手との間で精算をおこなうものとする。

(数量調整)

第20条 売り手からの申し出により契約数量に増減が生じた場合は、国から発表される当年産の最終作況指数を踏まえ、引き渡し数量に90%から105%の増減幅を設ける。

- 2 また、取組主体（生産者・JA等）と実需者で締結する「加工用米
売買契約書」を遵守し、双方誠意をもって数量確定をおこなうもの
とする。

（クレーム処理）

第21条 取引された米穀に買い手からクレームが発生した場合は、農産物
検査法に基づき、第三者機関による鑑定を実施し解決を図る。ただし、
クレームの申し立ては米穀到着後10日以内とする。

第3章 取引の決済

（代金決済の定義）

第22条 この業務規程において、センターにおける米穀の取引の決済に係
る業務（他者のために行うものに限る。以下「代金決済」という。）は
次に掲げる業務とする。

- (1) 売り手及び買い手との個別売買契約に関する業務
- (2) 売り手に対する代金支払に関する業務
- (3) 買い手への代金の請求及び回収に関する業務
- (4) 前3号の業務に附帯する業務

（代金決済条件）

第23条 代金決済条件は次のとおりとする。

- (1) 売り手に対しては、納会后翌年1月末日までに銀行振込にて指定
された口座に支払うこととする。ただし、金融機関の休日に当たる
場合は翌日とする。
- (2) 買い手は、センターの請求書にもとづき、米穀の受け渡し前に銀

行振込にて指定された口座に支払うこととする。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は翌日とする。

(3) 買い手は、契約数量の未引取があった場合でも、その代金について、当年12月20日に一括して決済をおこなうものとする。

2 買い手は、代金支払日を超えて支払いがおこなわれた場合、別に定める遅延損害金を支払うものとする。

(代金決済機関)

第24条 代金決済は、次に掲げる者が行うこととする。

(1) センター

(2) センターが管理委員会の議決を経て指定した代金決済を行う機関
(以下「代金決済機関」という。)

(売買手数料)

第25条 センターにおける米穀の売買取引において、売り手及び買い手は売買手数料として、それぞれ取引数量60kg当たり50円(消費税別)をセンターに支払うものとする。

2 センターは、売り手及び買い手が前項の納入を拒んだときは、当該売り手及び買い手の取引への参加の制限又は第4条の登録の取消しを行うことができる。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定の適用に関し必要な事項については、代表が別に定める。

(代金決済機関の秘密保持義務)

第26条 代金決済機関の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、代金決済の履行に当たって知ることができる秘密を漏らしてはならな

第4章 公正な取引確保のための措置

い。ただし、買い手の代金支払能力に支障が生じ又は生じるおそれがある、センターの指定する者からの書面での要請により、代金決済機関が当該買い手の落札価格及び数量をセンターが適当と認める者に示す場合においては、この限りでない。

(報告及び調査)

第27条 代金決済機関は、センターが要請した場合は、代金決済に係る業務運営の状況について、文書により報告しなければならない。

(改善指導)

第28条 センターは、代金決済に係る業務運営に関し、改善の必要があるときは、代金決済機関に改善指導を行うものとする。

第4章 公正な取引確保のための措置

(取引における不公正な行為)

第29条 売り手もしくは買い手が、取引において、公正な価格形成を妨げるもしくは妨げるおそれがある次に掲げる行為（以下「不公正な行為」という。）を行った、又は行ったおそれがあるときは、運営管理委員会は、当該売り手もしくは買い手に対し説明、資料の提出又は現地調査の受入を求めることができる。

(1) 価格又は数量に関し不公正と判断される以下の行為

- ① 売り手が買い手の申込価格又は申込数量を制限する行為

第4章 公正な取引確保のための措置

- ② 買い手が他の買い手と共同して申込価格の決定を行う行為
- ③ 売り手が共同して落札下限価格を決定する行為
- ④ 売り手がセンター以外の者に落札下限価格を知らせる行為
- ⑤ 売り手が買い手に対し、第三者への転売又は買戻しを条件として入札を働きかける行為

(2) 米穀の買受け又は受渡しに際して不公正と判断される以下の行為

- ① 取引が成立した米穀の買受けを確実に行わない又は確実に行わなくなるおそれがある行為
- ② 取引が成立されたにもかかわらず、契約の締結を拒否し又は引渡しを拒否する行為
- ③ 取引が成立した米穀の受渡しを期限内に行わない行為
- ④ 取引が成立した米穀を第三者等に転売する行為

(3) 売り手若しくは買い手の取引が、差別的取引であると認められ、かつ特定の競争者の排除、又は特定の取引相手の事業活動の妨害等不当性があると認められる行為

(4) 売り手が買い手に対し、割戻しその他特別な利益の提供（以下「利益の提供等」という。）を条件として入札等を働きかける行為もしくは入札を根拠に利益の提供等をする行為、又は買い手が売り手に対し、入札等の実施に当たり、利益の提供等を要求する行為

(5) 売り手又は買い手が、取引に関してセンターに提出する書類に虚偽の記載をする行為

(6) その他運営管理委員会において不公正な取引と認められる行為

(取引への参加の制限等)

第30条 前条第1項の規定による説明、資料の提出又は現地調査により、売り手又は買い手が不公正な行為を行ったことが明らかになったとき

第5章 運営管理委員会

は、センターは当該売り手又は買い手に弁明する機会を与えた上で運営管理委員会の議決を経て、警告し、当該売り手もしくは買い手の取引への参加を制限し、又は第4条の登録を取り消すことができる。

2 センターは、前項の取引への参加の制限もしくは登録の取消しを行うときは、併せて当該行為を行った者及び事実関係について公表することができる。

3 センターは、不公正な行為を行った、又は行ったおそれがある売り手もしくは買い手が、前条第1項の規定による説明、資料の提出又は現地調査の受入れを拒んだときは、当該売り手もしくは買い手に弁明する機会を与えた上で、運営管理委員会の議決を経て、当該売り手もしくは買い手の取引への参加を制限し、又は第4条の登録を取り消すことができる。

第5章 運営管理委員会

(運営管理委員会の設置)

第31条 センターに、3人以上5人以内で構成する運営管理委員会（以下管理委員会という。）を置く。

2 管理委員会は、この業務規程で定めるところにより、センターにおける取引の監視等を行うとともに、公正な米穀の取引の確保に資するため、センターに意見を述べることができる。

3 管理委員会は、必要に応じて開催し取引状況について審議する。

4 前項の規定にかかわらず、管理委員会は、センター代表が必要と認めるときに開催する。

5 管理委員会の議長は、運営管理委員長がこれに当たる。

第5章 運営管理委員会

ができる。

7 この業務規程において管理委員会の議決を経るものとされている事項は、出席している運営管理委員の過半数の承認により、管理委員会の議決とする。

(組織)

第32条 運営管理委員は、管理委員会において、運営管理委員又はセンターの代表が指名する者（売り手又は買い手と直接又は間接の利害関係のない者に限る。）のうちから選任する。

2 運営管理委員のうちから、運営管理委員長1人を互選する。

3 運営管理委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第33条 運営管理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による運営管理委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第34条 運営管理委員は、任期満了又は辞任の後においても、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(秘密保持)

第35条 運営管理委員又はこれらの職にあった者は、その職務に関し知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、運営管理委員が前項の規定に違反したと認めるときは、

第6章 雑則 / 附則

6 管理委員会は、運営管理委員の3人以上の出席をもって開催すること前条の規定にかかわらず、管理委員会の議決を経て、当該運営管理委員を解任することができる。この場合には、センターは、その運営管理委員に対してあらかじめ通知し、かつ、管理委員会の議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第6章 雑則

(会費)

第36条 売り手及び買い手はそれぞれ、センターに対して入会の際に入会費として一口50,000円に口数を乗じた金額を納入するものとする。

なお、会員から登録期間満了前に退会の申し出があったとき及び30条の登録の取消しがあった場合は、会費の返還はおこなわない。

2 また入会費とは別に、売り手及び買い手はセンターからの請求書にもとづき年会費として20,000円を支払うものとする。

(紛争等の解決)

第37条 取引に関し、売り手及び買い手の間に疑義又は紛争が生じた場合は、当該売り手及び買い手は誠意をもってその解決を図るものとし、センターは取引の円滑な運営を図る観点から所要の支援に努めるものとする。

(業務細則)

第38条 本業務規程の実施に必要な書類の様式その他本業務規程の実施に必要な事項については業務細則で定める。

附 則

- 1 この業務規程は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この業務規程は、平成23年産米から適用する。
- 3 この業務規程は、平成23年3月7日から施行する。
- 4 この業務規程は、平成23年3月10日から施行する。
- 5 この業務規程は、平成23年5月30日から一部改正のうえ施行する。
- 6 この業務規程は、平成23年6月8日から一部改正のうえ施行する。
- 7 この業務規程は、平成23年8月30日から一部改正のうえ施行する。
- 8 この業務規程は、平成23年11月15日から一部改正のうえ施行する。
- 9 この業務規程は、平成24年 4月 1日から一部改正のうえ施行する。